

あなたとしては、どちらかということは、はっきり言えるんですか。

後者になりますかね。

いや、はっきり…。

それは、はっきりというのは、ちょっとすみません、難しいです。

要するに、私の質問は分かりますよね。

はい。

結果的には推薦委員会も開かれてないわけだから、授業計画を推薦委員会に出していないということははっきりしてるんですね。

はい。

だから、それは協議が成立してないから出していないのか、協議は成立してるけれども、受理がされなかったら出されていないということなのか、明確にあなたが言えるかという質問なんだけど、そこはちょっとあなたの意識を聞いてるんですけど、はっきり分かりませんか。

はっきり分かりません。両方かもしれませんが、はっきり分かりません。

両方ということはある得ないんで、二者択一なんで、どちらかということしかなないんで、はっきり分からない。

分からないです。

#### 裁 判 官

授業担当計画を推薦委員会に提出するに当たって、対象者と協議の上とあるんですけども、教務委員長とも協議すると書いてるんですけども、これ、教務委員長とは協議はしたんですか。

正確に言うと、教務委員長が所轄してる教務部というところから資料を頂かなきゃいけないんです。そのとき、教務委員長から、まず、それをお願いして出していただくということで、実質的には教務委員長が各学部の学部長と相談して、各学部の特任教員の候補者について、

審議するという自体はないんです。

そうすると、協議したか、していないかと聞かれると、答えはどちらになるんですか。

書類を出していただいた以上は、一応、協議したという捉え方で結構でございます。

その書類はいつ出してもらったんですか。どの書類のことを言ってるんですか。

9月28日以前だと記憶しています。

甲第5号証ないし甲第7号証を示す

この書類のことですか。

これでございます。

甲5ないし甲7を間接的に受け取ったと言われてる、この書類のことを言われてる。

はい、さようでございます。

特任教員推薦委員会というのは、構成員は何人になるんですかね。

ちょっと挙げますと、学長、4学部長、4研究科長、それと教務委員長、それから教務関係の事務が1名ということになります。

各学部長ということは、経営学部には限られないということですか。

そうです。経済、経営、人間科学、情報社会、それぞれの大学院の研究科長。

特任教員の任用に関する規程が変わってるんですけども、この変わる前後で審査する手続というんですか、これで何か具体的に変わったところというのはあるんですか。

ございません。

これは確認にはなるんですけども、原告のほうとしては手続を進めてほしいという希望があったわけですね。

はい。

落ちるんやったら落ちてもいいやんかと、そういうふうなことまで言って、進めてほしいと希望されてるんだけど、これ、進めなかった理由っていうのを、もう一度説明してもらえますか。

当時、吉井氏の研究室へ伺って状況を説明したんですが、非常に興奮されてございまして、私の話を聞いていただけなかった。多分、会話が正しいかどうか分からないんですが、取りつく島がないといえますか、非常に険悪な雰囲気の話がいて、とても新しい展開を切り出せる状況になかったというのが現状でございます。

あなたの認識として協議はしたんだけど、合意には至らなかったんですかね。

はい。

その段階で、仮定の話になってしまうんだけど、原告の出してきた授業担当計画、これをそのまま推薦委員会に提出して、推薦委員会を開いていたら、どういうふうになってたと思われませんか。

分からないとしか答えようがございません。

推薦されたか、推薦されなかったかは。

どういう御意見が出るか分かりませんし。

仮に推薦されたとして教授会でどういう意見になるかも分からない。

分かりません。

ついでに言うと、理事会でも分からない。

分かりません。

これまでに、この吉井さんの件と同じように、特任教員の任用の申請があったけれども、申請あるいは申請しようとした段階でもいいんだけど、説得して辞退させたというようなことはあるんですか。

過去にあったようなことは伺ってますが、どの事案なのかはちょっと

伺ってません。

そういう事例があったとは聞いてるけども、井形さん自身がやられたことはない。

もちろんございません。今回初めてでございますんで。

(以上 中村 清貴)

大阪地方裁判所

裁判所速記官

真

鍋

佳

代



裁判所速記官

中

村

清

貴

